

(公印省略)
日コ発第 2026-44 号
2026 年 8 月 6 日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会
支 部 長 各 位

一般社団法人日本コミュニティーガス協会
会 長 吉 田 恵 一

令和 8 年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）

経済産業省より、令和 8 年 8 月 5 日付けにて、令和 8 年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生したことを受け、添付①のとおり、要請文書が発出されました。なお、事故原因の詳細は調査中ですが、商業施設内における LP ガスの爆発である可能性が高いと推定されているようです。

地震等発生後においては、ガス発生設備、整圧器、ガス導管その他のガス工作物に損傷が生じ、ガス漏えい等によるガス事故が発生するおそれがあることから、以下の事項について周知し保安の確保に万全を期すよう要請されたものです。

つきましては、貴支部会員各位に対し、周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1. ガス工作物の点検の実施

第一種保安物件に関するガス発生設備、整圧器、ガス導管その他のガス工作物について、ガス事業法等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。

2. ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

需要家からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

3. 需要家への注意喚起

地震発生後におけるガス工作物の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した際の対応及び緊急連絡先について、需要家への周知を徹底していただくようお願いします。

以上

(添付①)

令和 8 年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）
20260805 保局第 1 号（令和 8 年 8 月 5 日）

(添付②)

(参考) ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示で示される第 1 種保安物件について

経 済 産 業 省

20260805保局第1号
令和8年8月5日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室長

令和8年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和8年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は調査中ですが、商業施設内におけるLPガスの爆発である可能性が高いと推定しています。

ガス事業法においては、ガス工作物の維持及び運用に当たり、公共の安全の確保を図ることが求められておりますが、地震等の自然災害発生後においては、ガス発生設備、整圧器、ガス導管その他のガス工作物に損傷が生じ、ガス漏えい等によるガス事故が発生するおそれがあります。

つきましては、以下の点につき会員事業者へ周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願いします。

記

1. ガス工作物の点検の実施

第一種保安物件に関するガス発生設備、整圧器、ガス導管その他のガス工作物について、ガス事業法等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。

2. ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

需要家からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

3. 需要家への注意喚起

地震発生後におけるガス工作物の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した際の対応及び緊急連絡先について、需要家への周知を徹底していただくようお願いします。

以 上

(参考)

ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示で示される第1種保安物件について

- 1 学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
- 2 医療法第1条の5第1項に定める病院
- 3 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であって、収容定員300人以上のもの
- 4 生活保護法第38条第1項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉法第7条の児童福祉施設、老人福祉法第5条の3の老人福祉施設若しくは同法第29条第1項の有料老人ホーム、介護保険法第8条第28項の介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第4項（第4号を除く。）の特定民間施設、身体障害者福祉法第5条第1項の身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の障害福祉サービス事業（同条第7項の生活介護、同条第12項の自立訓練、同条第13項の就労移行支援又は同条第14項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第11項の障害者支援施設、同条第25項の地域活動支援センター若しくは同条第26項の福祉ホーム、職業能力開発促進法第15条の7第1項第5号の障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項の母子・父子福祉施設であって、収容定員20人以上のもの
- 5 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建築物
- 6 博物館法第2条に定める博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設
- 7 1日に平均2万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
- 8 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であって、その用途に供する部分の床面積の合計が、1,000平方メートル以上のもの